十四　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

改正後

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～9　略］		
10	削除	
［11～69　略］		
70	削除	
［71～73　略］		

［2～4　略］

改正前

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～9　同左］		
10	(1)　千葉県千葉市中央区千葉港7－5　(80.80) (2)　千葉県千葉市中央区赤井町747－5　(75.40)	北緯35度36分28秒東経140度06分11秒の地点と北緯35度34分23秒東経140度09分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［11～69　同左］		
70	(1)　長崎県長崎市神浦向町字イチョフ232　(145.50) (2)　長崎県西海市大瀬戸町松島外郷字遠見1017－1　(240.40)	北緯32度52分35秒東経129度41分02秒の地点と北緯32度52分44秒東経129度40分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度55分15秒東経129度37分10秒の地点と北緯32度55分38秒東経129度36分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［71～73　同左］		

［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十五　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］	［1　同左］
2　放送業務用伝搬障害防止区域	2　［同左］

改正後

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　略］		
2	削除	

改正前

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　同左］		
2	(1)　北海道旭川市6条通6－27　(154.20) (2)　北海道旭川市東旭川町倉沼45－1　(275.50)	北緯43度46分16秒東経142度21分37秒の地点と北緯43度45分52秒東経142度28分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域